

江別市食育推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 食育基本法（平成17年法律第63号）第18条1項の規定する、市町村食育推進計画（以下「推進計画」という。）の策定のため、江別市食育推進計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定委員会は江別市の推進計画に関する事項について、それぞれの立場から意見を交換し、推進計画の素案内容の検討および原案作成を行うものとする。

(組織)

第3条 策定委員会の構成委員は別表に掲げる所属機関・団体から推薦を受けた者及び一般公募により選出することとし、市長が委嘱する。

- 2 策定委員会に委員長および副委員長を置き、委員長は策定委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長および副委員長は、委員の互選により選出する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第4条 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

(事務局)

第5条 策定委員会に関する事務は、経済部農業振興課において行う。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成23年6月29日から施行する。

この要綱は、平成25年4月12日から施行する。

別表

役職	所属機関・団体名
委員	酪農学園大学
委員	北翔大学
委員	江別消費者協会
委員	江別保健所管内栄養士会
委員	江別市食生活改善協議会
委員	江別市小中学校長会
委員	江別市P T A連合会
委員	江別市自治会連絡協議会
委員	道央農業協同組合
委員	市民公募委員（2名以内）